

令和7年度 公文書開示（8月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7. 6. 5	R7. 8. 4	令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における選挙運動費用収支報告書に係る領収書（1名）	1		1					1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号 領収書等に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課
2	R7. 7. 25	R7. 8. 8	令和5年分政治資金収支報告書と併せて提出された領収書等の写し（2団体）	1		1					1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
3	R6. 2. 13	R7. 8. 12	政治資金収支報告書に添付された領収書等の写し（令和4年分）（21団体）	1		1					1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課
4	R7. 7. 29	R7. 8. 12	令和7年6月22日執行東京都議会議員選挙における収支報告書（1名）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
5	R7. 7. 29	R7. 8. 12	・令和7年7月20日執行参議院（東京都選出）議員選挙における立候補届出書（1名） ・令和7年7月20日執行参議院（東京都選出）議員選挙における通称認定申請書（1名）	1		1					1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号 立候補届出書に記載の本籍や生年月日等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 候補者の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課

[illegible]

[illegible]

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
16	R7. 8. 14	R7. 8. 26	令和 7 年 6 月 22 日 執行 東京都議会議員選挙における選挙運動費用収支報告書（1 名）					1											・ 東京都情報公開条例第 11 条第 2 項 請求のあった公文書は、受付日時点で取得しておらず、不存在	選挙管理委員会事務局 選挙課
17	R7. 8. 14	R7. 8. 26	令和 7 年 7 月 20 日 執行 参議院議員選挙における収支報告書（9 名）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
18	R7. 8. 15	R7. 8. 26	令和 7 年 6 月 22 日 執行 東京都議会議員選挙における選挙運動費用収支報告書（17 名）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
19	R7. 8. 18	R7. 8. 26	令和 7 年 6 月 22 日 執行 東京都議会議員選挙における選挙運動費用収支報告書（1 名）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
20	R7. 8. 18	R7. 8. 29	令和 5 年 解散分 収支報告書と併せて提出された領収書等の写し（1 団体）	1		1					1		1						・ 東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・ 東京都情報公開条例第 7 条第 4 号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 総務課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
21	R7. 6. 27	R7. 8. 29	令和 6 年 4 月 28 日 執行衆議院議員補欠選挙（東京都第 15 区）における選挙運動費用収支報告書（1 名） 令和 6 年 7 月 7 日 執行東京都知事選挙における選挙運動費用収支報告書（19 名）	1	1															選挙管理委員会事務局 選挙課
22	R7. 6. 27	R7. 8. 29	令和 6 年 4 月 28 日 執行衆議院議員（東京都第 15 区）補欠選挙における立候補届出書類 令和 6 年 7 月 7 日 執行東京都知事選挙における立候補届出書類（19 名）	1		1				1			1						・東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 立候補届出書類等に記載の電話番号等や戸籍は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第 7 条第 4 号 立候補届出書類等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。	選挙管理委員会事務局 選挙課